

## 医療法施行規則第1条の14第7項に該当する診療所

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号の規定に基づき、許可を受けずに届出により一般病床の新設または増床ができる診療所は、地域において特に必要とされる有床診療所として地元医師会、地元市町及び圏域健康福祉推進協議会（神戸圏域においては神戸市保健医療審議会保健医療連絡協議専門分科会）の意見を得た上で、兵庫県医療審議会の議を経て知事が認める診療所として、兵庫県保健医療計画に記載されたものとする。

標記規定に該当する診療所は以下のとおりである。

圏域名	診療所名	所在地	新設／増床の別	新設／増床した病床数	医療法施行規則における種別
神戸	もりもと産婦人科クリニック	神戸市垂水区舞多聞西5丁目1-3	新設	15床	周産期（第3号）
神戸	有床診療所はすいけクリニック	神戸市北区鈴蘭台東町1丁目7番20号	増床	8床	在宅医療（第1号）
阪神南	レディース&マタニティクリニック サンタクルスザシュクガワ	西宮市相生町8-15	増床	10床	周産期（第3号）
阪神南	宮本レディースクリニック	西宮市樋之池町5-22	増床	2床	周産期（第3号）
東播磨	あきこレディースクリニック	明石市上ノ丸3丁目11-8	新設	2床	周産期（第3号）
東播磨	西村医院	加古川市野口町水足字松の内1852	新設	19床	在宅医療（第1号）
東播磨	はまなレディースクリニック	明石市大久保町大窪字大谷2620-3	新設	13床	周産期（第3号）
播磨姫路	いたがき総合診療クリニック	たつの市揖西町南山2丁目110番の一部及び111番	新設	4床	救急医療（第2号）
阪神	医療法人琢生会 尼崎マタニティクリニック	尼崎市小中島町2-20-18	新設	19床	周産期（第3号）
阪神	はえの往診クリニック	川西市緑台4丁目3-41	新設	3床	在宅医療（第1号）

（令和6年3月29日現在）